

「R4 静岡市経済変動対策貸付特別利子助成金」 金融機関対象 Q & A (10月4日時点)

セーフティネット保証及び危機関連保証につきましては、登記簿上の所在地（本店）又は事業実態のある事業所の所在地（支店等）を所轄する市町村いずれにおいても認定を受けることが出来るため、本市が認定したセーフティネット保証及び危機関連保証対象者と利子助成対象者が一致しない可能性があります。

事業所向け申請マニュアルを静岡市HPに掲載しております。そちらをご確認ください。
なお、金融機関向けに特にご注意くださいが必要な項目について記載しています。

NO.	質問事項	回答
申請資格について		
1	<p><法人> 融資実行後、本社及び営業所を他市に移転した。 このような事業者は対象となるか。</p>	<p>利子助成の申請はできません。 融資実行時・助成金申請時の両時点において市内に事業所の住所がなければ対象となりません。</p>
2	<p>他市に新たな事業所を設け、その事業所を本社として登記し、静岡市の事業所を支店として登記した。この場合、静岡市に利子助成の請求はできるか。</p>	<p>静岡市内に支店登記がある事業所については、静岡市の利子助成の対象事業者となります。</p>
3	<p><個人> 自宅が市外、店舗が市外と市内の2店舗を経営している事業者は申請できるか。</p>	<p>市内にある店舗が経営上、主たる店舗（売上高・従業員数等）であることが確認できれば申請の対象となります。</p>
4	<p>普通保証で経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）を利用した事業者は、対象となるか。</p>	<p>信用保証協会の「経営安定関連保証」又は「危機関連保証」を利用した融資を対象としていますので、普通保証で借入された経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）の利子は助成対象外となります。 なお、「経営安定関連保証」には、セーフティネット4号とセーフティネット5号の2つがあります。</p>
5	<p>令和3年12月に借入した事業者が令和4年5月に自己破産をして倒産した。この事業者は、令和4年2月まで利子を支払っていたが、その利子は助成の対象となるか。</p>	<p>交付要綱の第3条に「特別利子助成金の申込の日まで1年以上引き続き市内に主たる事業所を有すること」としていますので、利子助成は受けられません。</p>
納税証明書について		
6	<p><個人> 店舗住所は市内、自宅住所は市外である。 静岡市の納税証明書が取得できない。 この場合、納税証明書はどうしたらよいか。</p>	<p>市民税課に連絡の上、「均等割り」の手続きを行ってください。 納税証明書は利子助成を受ける上で必須書類です。 「均等割り」の手続きが産業振興課で確認できた場合は、今年度の申請に静岡市民税の納税証明書は不要です。</p>
返済予定表について		
7	<p>返済予定表の再発行の依頼を事業者から受けたが、システム上、今後の返済予定のものしか出力できない。どうしたらよいか。</p>	<p>取引明細照会票（今年度の対象期間である令和3年10月から令和4年9月までのオンラインシステム帳票）を提出してください。 上記書類が提出いただければ返済予定表は不要です。</p>

信用保証決定通知について		
8	<p>事業者から「保証決定通知を紛失した」と相談を受けたが、金融機関控えのコピーでよいか。</p>	<p>金融機関控えのコピーで結構です。 （「事業者宛ての保証決定通知のコピー」ではなく、保証協会から金融機関宛てに送られた保証決定のお知らせ(保証書)のコピーで結構です)</p>
9	<p>金融機関の控えをコピーすることはできない。その場合はどうしたらよいか。</p>	<p>信用保証協会へ再発行の申請を行うことができます。但し、再発行までに日数を要します。詳しくは、信用保証協会に確認してください。</p>
返済が確認できる書類について		
10	<p>取引明細照会票があれば返済予定表は不要とのことだが。</p>	<p>取引明細照会票は、借入額・借入期間・支払日・支払額・延滞利息等、返済予定表の情報が網羅されている内容であることが確認できました。事業者及び金融機関の書類発行の負担軽減を目的とし、取引明細照会票があれば返済予定表は不要という取り扱いとしました。</p>
利子支払証明書について		
11	<p>今年度も利子支払証明書の発行対応でもよいか。</p>	<p>利子支払証明書での提出は今年度も可能です。発行に際しましては、金額等お間違えのないよう、複数人での確認の上、発行してしてください。担当者印については、昨年同様シャチハタでも結構ですので印をお願いいたします。（印不要という取り扱いにつき無くても結構ですが、印がない場合には、作成の真正性を確認するために市から電話にて作成確認をする必要があります） 確認がとれるまで審査が止まりますので、シャチハタ印等の押印をお願いいたします。</p>
12	<p>担当者印はなくてもよいか</p>	<p>上述の通り、担当者印は、シャチハタで結構ですので押印をお願いいたします。</p>
13	<p>途中で完済した場合の記載方法を知りたい</p>	<p>完済前までの利息を記入した上、戻し利息や期日後利息がある場合は、最終欄に記載してください。また、備考欄に完済日を記入してください。</p>
14	<p>「利子支払証明書」に保証制度チェックと合計利子額のみを記入し、内訳は「取引明細照会票」という組み合わせで提出することは可能か。</p>	<p>可能です。 その場合は、「返済予定一覧表」は不要です。</p>
履歴全部事項証明書について		
15	<p>金融機関のシステムから発行できるもの（「現在事項証明書」等）でも構いませんか。</p>	<p>法務局以外で取得したもの(Ex.(株)登記簿図書館で取得等)は一律で不可です。 履歴事項全部証明書での確認事項は、「事業所住所地」「誓約書裏面の役員一覧における役員の反社確認」です。 現時点での最新の履歴事項全部証明書を必要とするため、法務局での取得をお願いいたします。 （例えば、(株)登記簿図書館は図書館保存分のデータを取得した場合、最後の更新日を確認できません。サービスの一环に「現在法務局で取得できる最新データで取得」とありますが、印刷した場合には保存分で取得したものと最新データで取得したものに差異がないため、法務局での取得をお願いいたします） 申請日から3ヶ月以内に発行されたものでない場合は、再提出をお願いいたします。</p>

16	履歴全部事項証明書はコピーでも良いですか。	コピーでも結構です。但し、申請日から3ヶ月以内に発行したものを提出してください。
申請金額について		
17	返済が延滞している状況ですが、申請できますか。	事業が継続している状態であれば申請できます。今回の対象期間（R3.10.1～R4.9.30）内の約定利息分については申請できます。但し、延滞利息は除外となります。
その他		
18	「利子助成期間は3年間」とありますが、具体的に教えてください。	融資実行日の3年後の応答日の前日までとなります。例えば、令和2年5月10日に融資実行した事業者は、令和5年5月9日までに実際に支払った利子が助成対象となります。
19	融資時は個人事業主だったが、その後法人成りした。提出する書類に変更があるか。	法人用チェックリストを使用し、書類を用意してください。その上で、 ■個人事業主から法人への融資契約の異動が分かる書類 （「債務引受承認契約書」等） ■法人成りして1年未満であり、法人市民税の納税証明書が取得できない場合は、代表者個人の「静岡市民税の納税証明書（直近のもの）」 を提出してください。（市制度融資と同様の取り扱いとなります）